

(スペイン民法)

全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(令和4年10月見直し修正)

第1編 第12章 共通規定

第300条 (2021年改正、同年施行) 後見業務と障害者への支援処置に関する裁判所の決定および公証人の公正証書は身分登録簿に記載しなければならない。

第301条～324条 (2021年改正、同年施行) 削除

第325条～332条 (2011年改正、2021年施行) 削除